

為替特約付外貨定期預金 契約締結前交付書面
(兼外貨預金等書面)

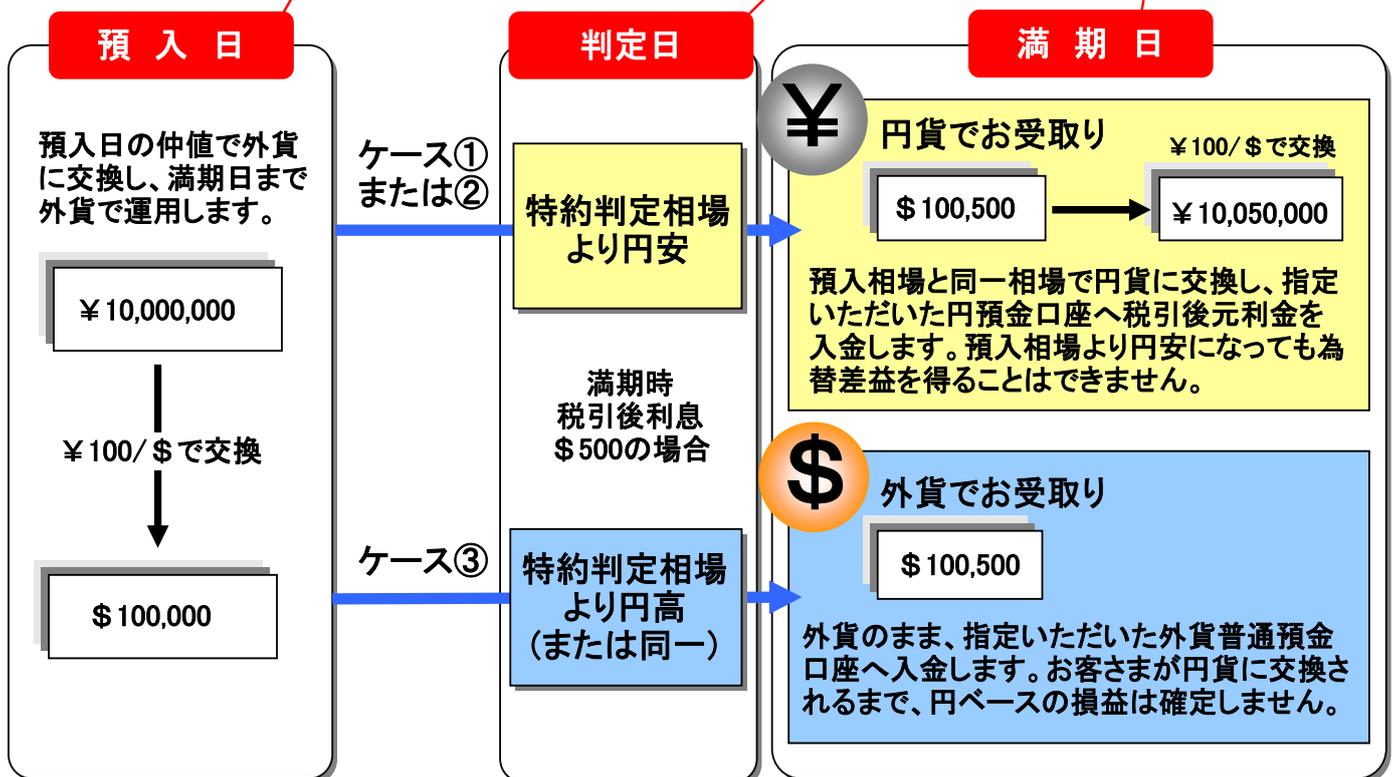
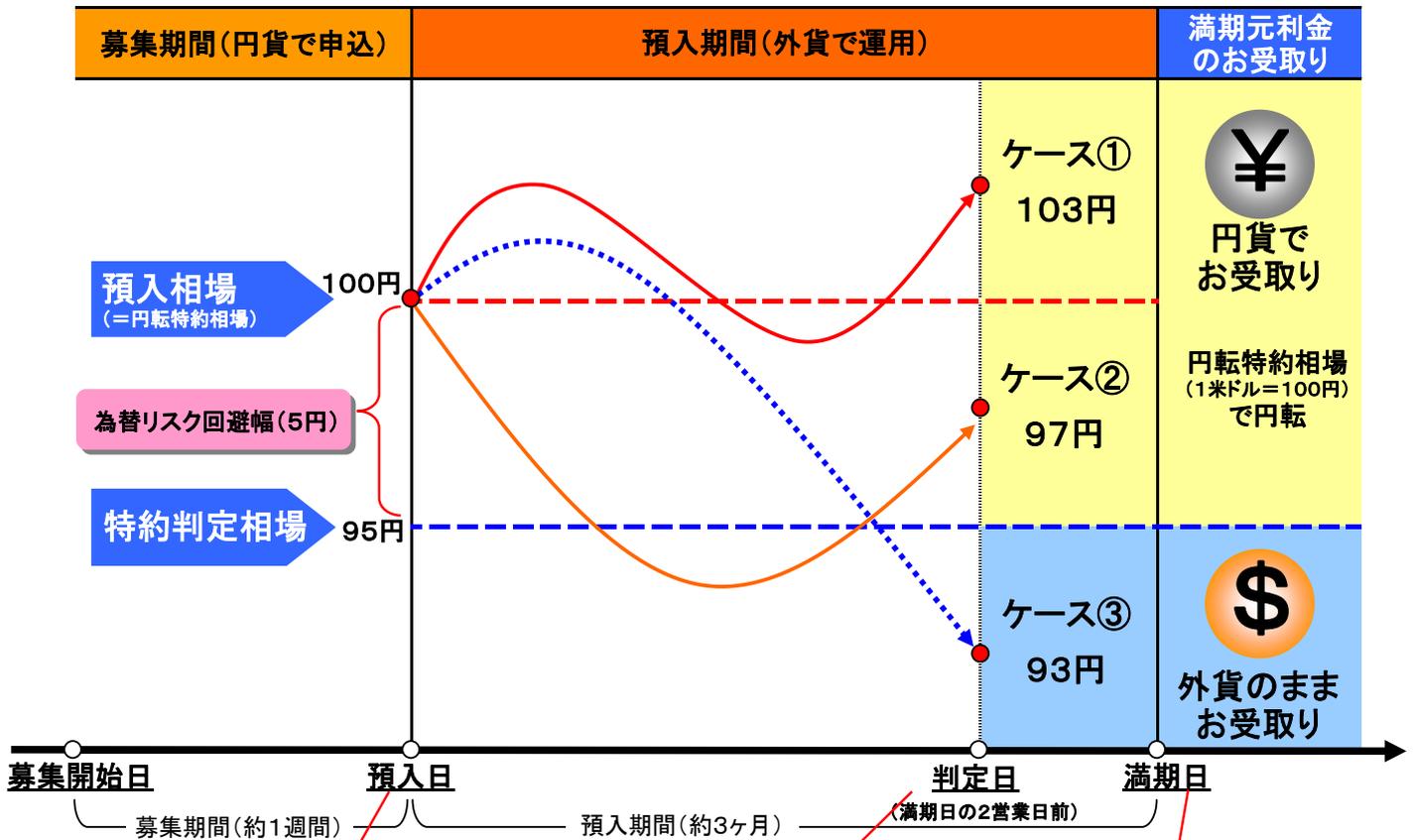
(この書面は、法令等の規定に基づく契約締結前交付書面兼外貨預金等書面です。)

この書面を十分にお読みいただき、ご理解いただいたうえでご契約ください。

- 為替特約付外貨定期預金は、外貨定期預金に「円転に関する為替特約」を組み合わせることで為替変動リスクを一定範囲内で回避しつつ、相対的に円預金より高い利回りをめざす商品です。ただし、判定日（満期日の2営業日前）の相場によっては、満期日に元利金を外貨のままお支払いする可能性があります。
- 本預金のお受取通貨が円貨に確定した場合、満期日に税引後外貨元利金を預入相場で円貨に交換するため、満期日の相場が預入相場を超えて円安となっても、円安メリット（為替差益）を得ることはできません。
- 本預金のお受取通貨が外貨に確定した場合、お客さまの判断で円貨に交換する時の為替相場によっては当初の預入金額を下回る（元本割れとなる）リスクがあります。
- なお、本預金は、募集期間終了日午後3時以降のキャンセルや、満期日前の中途解約ができません。当行がやむを得ないものと認め、中途解約に依る場合は、解約日の外貨普通預金利率により計算した利息を元金とともに外貨の指定口座に入金します。ただし、損害金を別途お支払いいただくため、損害金控除後の元利金が当初の預入金額を下回る（元本割れとなる）リスクがあります。

取引事例

■ 預入金額: 1,000万円 ■ 預入相場(仲値): 1米ドル=100円



1. 為替特約

為替特約付外貨定期預金の最大の特徴は、**判定日（満期日の2営業日前）の為替相場に応じて満期時の元金お支払通貨が異なる点**です。
判定日の午後3時の東京外国為替市場における直物為替相場を判定日相場とし、次の方法により払戻します。

- (1) 「預入相場」から為替リスク回避幅を差し引いた相場を「特約判定相場」といいます。この特約判定相場を基準として、満期日の2営業日前である判定日の相場によってお客さまのお受取通貨が円貨または外貨のいずれかに決まります。

※満期日の2営業日前の東京時間午後3時における市場実勢為替相場が特約判定相場に到達したか否かの判定は、当行が市場実勢等を勘案し、合理的な判断に基づいて行います。

- (2) 判定日の相場が預入日に決定した特約判定相場より円安となった場合

満期日に税引後外貨元金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金します。(円貨受取)

- (3) 判定日の相場が預入日に決定した特約判定相場より円高（または同一）となった場合

満期日に税引後外貨元金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金します。(外貨受取)

2. お預入れ相場等

預入相場および満期日に円貨でお支払いする際の払戻相場は、預入日の当行公表仲値（TTM）を適用いたします。募集期間終了後に預入日となるので本預金のお申込時点では、これらの相場は決定していません。

3. 満期日前の解約

- (1) 本預金は満期日前の解約（中途解約）はできません。

- (2) 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合には、元金および中途解約利息（預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当行所定の外貨普通預金利率を乗じて計算します。）をお支払いします。

その一方、解約に伴い生じた損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。この場合、損害金が中途解約利息を上回り元本割れとなる可能性が極めて高くなります。

- (3) 中途解約による損害金は、本預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行が本預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の費用等を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。

損害金＝元利金（注1）×1通貨あたりの再構築コスト（注2）

（注1）元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金

（注2）再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は0とします。

- (4) 再構築コストは、主に為替相場等の指標の変動によって決まります。主な指標と損害金の関係は次のとおりです。

A. 中途解約時の為替相場

為替相場が円安に向かうほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。

B. 中途解約時の為替相場の変動率

為替相場の変動率が大きくなるほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。

なお、外貨建の元金および中途解約利息について円換算した場合の損益は、為替相場が円安に向かうほど改善します。

したがって、前述の再構築コストとは反対の損益とはなりますが、円換算後の元金および中途解約利息と再構築コストの総合損益では元本割れする可能性がきわめて高いといえます。

このように、損害金の計算は中途解約時の市場実勢相場によりますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。

4. お申し込みのキャンセル

お申し込みのキャンセルは、募集期間最終日の午後3時まではお受けします。それ以降のキャンセルの場合には、キャンセルに伴う損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。損害金は、前記の満期日前の解約時の損害金算定方法と同様に取扱います。

5. 為替リスクについて

- (1) 本預金のお受取通貨が円貨に確定した場合、満期日における税引後の外貨元利金を預入相場で円貨に交換するため、満期日の相場が預入相場より円安となっても、円安メリット（為替差益）を得ることはできません。
- (2) 本預金のお受取通貨が外貨に確定した場合、お受取りの外貨元利金を円貨に交換される際の為替相場が預入日の為替相場よりも円高に推移していれば、当初の預入金額を下回る（円貨ベースで元本割れとなる）リスクがあります。

6. 為替相場・手数料について

- (1) 本預金の預入時は当行仲値が適用されるため、円貨を外貨に交換する為替手数料は不要です。
- (2) 本預金の満期日のお受取通貨が円貨に確定した場合、外貨を円貨に交換する為替手数料は不要です。
- (3) 本預金の満期日のお受取通貨が外貨に確定し、外貨で受け取った元利金を円貨に交換して払い出す場合、1米ドルあたり1円、1ユーロあたり1円50銭、1オーストラリアドルあたり2円の為替手数料がかかります。（当行仲値から手数料分を含めた為替相場であるTTBレートが適用されます。）
- (4) 本預金の満期日のお受取通貨が外貨に確定し、外貨で受け取った元利金を外貨現金で払い出す場合、1米ドルあたり3円、1ユーロあたり7円50銭（いずれの通貨の場合も最低5,000円）の手数料がかかります。

上記のような特徴から、生活資金のような元本の安全性を重視するお金の運用には向いておりません。余裕のある資金でのお預入れをご検討ください。商品の特徴や仕組について当行担当者から説明を受け、ご理解いただいたうえでお客さまご自身の判断でお預入れ願います。

【商号・住所】 株式会社阿波銀行 徳島県徳島市西船場町2丁目24-1

【商品の概要】

商品名	為替特約付外貨定期預金	
預金保険	預金保険の対象外です。	
販売対象	法人および個人 (未成年の方、非居住者の方はご利用いただけません。)	
預入期間	1年以内(募集ごとに決定します。) 自動継続の取扱いはできません。	
申込方法	募集方式とする場合、あらかじめ当行が「通貨」「適用利率」「為替リスク回避幅」「預入期間」の条件と募集期間を設定します。 お預入れをご希望のお客さまは募集期間内にお申しいただきます。募集期間終了日の翌営業日以降を預入日としてお取扱いいたします。 市場環境の急変等により当行が募集を中止し、販売を止めることがあります。募集を中止した場合はお申込を取消させていただき、申込に際してあらかじめ預入資金を受領した場合はご返却します。	
お預入れ	申込金額(円貨)	窓口での申込: 300万円以上1円単位 インターネットバンキングについては窓口と異なる金額で取扱うことがあります。 円貨からのお預入れのみです。
	預入金額(外貨)	お申込金額(円貨)と預入相場により1補助通貨単位で預入日に決定します。 預入日の為替相場により、お申込金額と引落金額に誤差が生じる場合がございます。その場合、お申込金額(円貨)を超えない範囲で預入金額(外貨)が最大となるよう預入金額を計算します。
	預入通貨	米ドル・ユーロ・オーストラリアドルのうち募集時に当行が定める通貨
払戻方法	満期日2営業日前の午後3時の東京外国為替市場における直物為替相場を判定日相場とし、次の方法により払戻します。 1. 判定日相場が預入日に決定した特約判定相場より円安となった場合は、満期日に税引後外貨元利金を預入相場で円貨に交換し、あらかじめ指定された円預金口座に入金します。 2. 判定日相場が預入日に決定した特約判定相場より円高(または同一)となった場合は、満期日に税引後元利金をあらかじめ指定された外貨普通預金口座に入金します。 3. 判定日相場は当行HPで公表します。	
利息	適用利率	1. 預入日の適用利率は満期日まで変わりません。 2. 適用利率については窓口にお問い合わせください。
	利払方法	満期日に一括してお支払いします。
	計算方法	付利単位を1通貨単位、1年を365日として日割計算します。
手数料および適用為替相場	1. 円貨からのお預入れの場合および円貨によるお引出しの場合の適用相場は、いずれも預入日の公表仲値を適用します。 2. お預入れ、お引出し方法や通貨により手数料等が異なるため、手数料等の合計額や計算方法をあらかじめお示しすることはできません。 実際に適用される手数料や適用相場については、窓口にお問い合わせください。	

満期日前の 解約	<p>1. 本預金は満期日前の解約（中途解約）はできません。</p> <p>2. 当行がやむを得ないものと認めて満期日前に解約する場合には、元金および中途解約利息（預入日から解約日の前日までの日数について、解約日における当行所定の外貨普通預金利率を乗じて計算します。）をお支払します。その一方、解約に伴い生じた損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。この場合、損害金が中途解約利息を上回り元本割れとなる可能性が極めて高くなります。</p> <p>3. 中途解約による損害金は、本預金の解約がなかったならば存続したであろう残存期間につき、当行が本預金と同条件の代替の契約を第三者と締結するか、または締結したと仮定した場合に要する一切の費用等を含み、以下の算式により当行が算定したものとします。 損害金＝元利金（注3）×1通貨あたりの再構築コスト（注4） （注3）元利金：約定利率で計算した満期支払の税引後外貨元利金 （注4）再構築コスト：解約日に外国為替および通貨オプション市場において、本定期預金に内包される外国為替および通貨オプション取引の代替取引に係る実際の（あるいは想定される）コストをいいます。再構築コストがマイナスの場合は0とします。</p> <p>4. 再構築コストは、主に為替相場等の指標の変動によって決まります。主な指標と損害金の関係は次のとおりです。</p> <p>A. 中途解約時の為替相場 為替相場が円安に向かうほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。</p> <p>B. 中途解約時の為替相場の変動率 為替相場の変動率が大きくなるほど、再構築コストは大きくなる傾向があります。</p> <p>なお、外貨建の元金および中途解約利息について円換算した場合の損益は、為替相場が円安に向かうほど改善します。したがって、前述の再構築コストとは反対の損益となりますが、円換算の元金および中途解約利息と再構築コストの総合損益では元本割れする可能性が極めて高いといえます。</p> <p>このように、損害金の計算は中途解約時の市場実勢相場によりますので、あらかじめその額をお示しすることはできません。</p>
インターネット バンキング でのお申込の 注意事項	<p>1. インターネットバンキングをご利用の際は、「あわぎんインターネット・モバイルバンキング」の利用申込が必要です。</p> <p>2. インターネットバンキングでのお申込の場合に、募集期間最終日の午後3時において、引落指定口座から預入申込資金の引落ができなかった場合（引落により貸越となる場合を含みます）は申し込みを取消させていただきます（取引は成立しません）。</p>

お申込みのキャンセル	<ol style="list-style-type: none"> お申込みのキャンセルは募集期間最終日の午後3時までにはいただく必要があります。それ以降のキャンセルは、キャンセルに伴う損害金およびその他実際に発生した費用一切をご負担いただきます。 キャンセルの当行へのお申込は、募集期間最終日の午後3時までは当初のお申込と同じ方法（窓口の場合は書面、インターネットバンキングでのお申込のキャンセルはインターネットバンキング画面での操作）、募集期間最終日の午後3時以降は窓口、インターネットバンキングともにお取引店でのお申込になります。 募集期間最終日の午後3時以降の損害金は、前記の満期日前の解約時の損害金算定方法と同様に取扱します。
為替予約	判定日において、満期日に外貨での払戻しが確定するまでは、この為替特約の他に通常の先物外国為替取引を締結することはできません。
期日後利率	あらかじめ指定された元利金入金指定口座が解約されるなど、満期元利金のお支払いが不能となり、本預金の満期元利金が期日経過となった場合には、満期日から解約日の前日までの間、入金される通貨建の普通預金口座の利率を適用します。
税金について	<ol style="list-style-type: none"> 個人の場合 国税 15.315%、地方税 5%が利息外貨額から源泉分離課税されます。 一般法人の場合 国税 15.315%が利息外貨額から源泉徴収されます。非課税法人は非課税となります。 マル優は対象外です。 為替差益への課税 (個人のお客さま) 為替差益は雑所得となり、確定申告による総合課税の対象となります。ただし、年収2,000万円以下の給与所得者の方で為替差益を含めた給与所得以外の所得が年間20万円以下の場合には申告不要です。為替差損は、他の黒字の雑所得から控除できます。他の所得との損益通算はできません。法人のお客さまは上記と異なります。くわしくはお客さまご自身で公認会計士・税理士にご相談ください。
付加できる特約事項	ございません。
お問い合わせ先	窓口または あわぎんお客さまサポートセンター 電話番号 0120-39-8689 までお問い合わせください。
当行が契約している指定紛争解決機関	一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
対象事業者となっている認定投資者保護団体	ございません。

(2024年11月1日現在)



27-6015 (2024.11.) (59)